

産業廃棄物処分業許可証



住所 福岡県北九州市小倉北区西港町72番地の30
 氏名 ホクザイ運輸株式会社
 代表取締役 河本 一成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和3年（2021年）8月31日

許可の有効年月日 令和10年（2028年）8月31日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)
中間処理業	破碎 (移動式)	木くず（「石綿含有産業廃棄物」及び「水銀使用製品産業廃棄物」を除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日 許可年月日 許可番号	処理能力
破碎① (移動式)	処理の実施場所：熊本県内一円（熊本市を除く。） 駐機場：福岡県北九州市小倉北区西港町72番地34外	平成9年(1997年) 1月27日 平成16年(2004年) 10月28日 第中-162号	120 t / 日 (8h)
破碎② (移動式)	処理の実施場所：熊本県内一円（熊本市を除く。） 駐機場：福岡県北九州市小倉北区西港町72番地34外	平成27年(2015年) 9月24日 平成27年(2015年) 9月11日 第中-244号	120 t / 日 (8h)
破碎③ (移動式)	処理の実施場所：熊本県内一円（熊本市を除く。） 駐機場：福岡県北九州市小倉北区西港町72番地34外	平成30年(2018年) 6月21日 平成30年(2018年) 6月12日 第中-264号	247 t / 日 (8h)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。
- (3) 移動式破碎施設の使用は、工事作業を行う排出現場内に限ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成11年(1999年)9月1日付けで新規許可
- (2) 平成12年(2000年)3月30日付けの変更届出により住所変更(旧住所:北九州市小倉北区西港町15番地2)
- (3) 平成16年(2004年)9月13日付けで更新許可
- (4) 平成17年(2005年)5月7日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:河本 清一)
- (5) 平成21年(2009年)8月13日付けの変更届出により破碎施設(移動式)の駐機場の変更(旧駐機場:福岡県北九州市小倉北区西港町72番地32外)
- (6) 平成21年(2009年)10月6日付けで更新許可
- (7) 平成26年(2014年)8月27日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (8) 平成27年(2015年)9月28日付けの変更届出により破碎(移動式)施設(設置許可番号:第中-244号)の追加
- (9) 平成30年(2018年)6月26日付けの変更届出により破碎(移動式)施設(設置許可番号:第中-264号)の追加
- (10) 令和3年(2021年)8月31日付けで更新許可及び優良基準適合認定

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。